

住宅事業者様 各位

ハウスプラス住宅保証株式会社

**【補助事業】平成 29 年度 省エネ性能に関する審査体制整備事業**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度当社では、国土交通省の「平成 29 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業」の一環として、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が行う「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助を受け、対象となる評価業務の料金の減免を行う事と致しました。

下記要領をご確認頂き、お早めにご申請頂ければと存じます。

敬具

記

**【減免対象サービス】**

- 1、建築物省エネルギー性能表示制度に基づく「BELS 評価サービス」
- 2、建築物省エネ法第 30 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に係る技術的審査

**【減免額（上限）】**

戸建住宅：単独申請 27,000 円、評価書等活用 9,000 円

共同住宅：別途ご相談ください。

**【対象物件】**

平成 29 年 9 月 1 日(金)～平成 30 年 1 月 19 日(金)の期間中に、「減免対象サービス」を申請頂き、申請時に【「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」対象住宅申請書】を別途メールにて提出頂いた物件で、平成 30 年 2 月 14 日(水)までに「評価書等」の発行がなされるものが対象となります。

※ 1 事業者様あたりの利用は最大 5 物件までとなります。

※ 期間中に予算額に達した場合は、事業の受付を打ち切らせて頂きます、ご了承ください。

※ 「評価書等」が期限までに発行できない場合は、差額を追徴させて頂きます。

**【補助対象外となるもの】**

- ・評価料・審査料に対して、他の国庫補助金を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ・減免対象サービスの取得を要件としている※国庫補助金を受けている、又は受ける見込みのあるもの
  - ※地域型住宅グリーン化事業、サステナブル建築物等先導事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業等
- ・変更申請にかかるもの、BELS 評価書の再発行、プレートの交付費用
- ・消費税及び地方消費税

**【注意点】**

・料金の減免は、住宅事業者様を対象としているため、減免対象サービスの依頼者（もしくは代理者）と、請求書送付先が住宅事業者様でない場合、減免の対象になりません。

・料金の減免を受ける物件は、指定様式の覚書に記名押捺の上、郵送にて別途提出頂く必要があります。

・料金の減免受けたい場合は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の概要も必ずご確認ください。

以上

お問合せ先 ハウスプラス住宅保証(株) 営業推進室 西川・宮尾宛

TEL : 03-5962-3804

ハウスプラス住宅保証株式会社 行

(住宅事業者様名)

(担当者様名)

(連絡先)

## 「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」対象住宅申請書

一般社団法人住宅性能評価・表示協会「平成 29 年度 省エネ性能に関する審査体制整備事業」の概要、注意点及び、下記【確認内容】を確認の上、審査料の減免対象住宅として申請致します。

住宅名称： \_\_\_\_\_

建設地住所： \_\_\_\_\_

減免対象サービス（選択したものに○）

- 1、BELS評価サービス
- 2、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

### 【確認内容】

- 対象住宅申請書提出前に、ハウスプラス住宅保証に上記サービスの申請が完了している事。
- 評価料・審査料に対して、他の国庫補助金を受けている、又は受ける見込みのある物件ではありません。
- 減免対象サービスの取得を要件としている国庫補助金を受けている、又は受ける見込みのある物件ではありません。

### 【BELS評価等の取得を要件としている補助事業の例】

既存建築物省エネ化推進事業・地域型住宅グリーン化事業・サステナブル建築物等先導事業・省エネルギー投資促進に向けた支援事業・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業・業務用施設等における省CO<sub>2</sub>促進事業・賃貸住宅における省CO<sub>2</sub>促進モデル事業

- 減免対象サービスの依頼者（もしくは代理者）と、請求書送付先は住宅事業者名になっている事。
- 減免対象となった場合は、別途指定様式 13 の「覚書」を郵送にて提出する事。
- 減免要件を満たさず、補助金の給付が受けられない事が判明した場合、差額は精算となる事。

### ■ 本書類の送付先

メール：eigyo@houseplus.co.jp

### ■ 本件問い合わせ先

ハウスプラス住宅保証株式会社 営業推進室

TEL：03-5962-3804

ハウスプラス住宅保証株式会社殿

## 覚 書

平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業について、申請する下記の物件は、建築物の省エネルギー性能の向上に関する法律に係る省エネ適合判定対象物件でないこと、及びBELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物エネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるものでないことを誓約します。

物件名： \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

申請者 住所  
氏名

印